

平成24年11月定例会 防災対策特別委員会（事前）
平成24年11月22日（木）
〔委員会の概要〕

中山委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、2件御報告いたします。

去る8月20日に長池委員から、調査計画書の提出がありました。内容は、9月1日から2日間、岩手県において、被災後の状況及びこれからの復興に向けた取り組み等について、調査するものであります。

また、10月22日に達田委員から、同じく調査計画書の提出がありました。内容は、10月26日から2日間、宮城県において、被災地の女性から見た復興の状況と復興・防災のプロセスに女性が参画する方法について、調査するものであります。それぞれ、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。なお、両委員からは、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 徳島県津波浸水想定公表及び特定活断層調査区域の策定方針について
- 徳島県立南部防災館指定管理候補者の選定結果について（資料②）

納田危機管理部長

危機管理部から11月定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元にお配りしております委員会説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

お手元の防災対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における11月補正予算案といたしまして、表の補正額の欄、上から1段目に記載のとおり、750万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は8億8,509万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。まず、危機管理政策課でございます。震災対策を初めとする防災・危機管理体制の強化を図るため、県の取り組みについて、県民、事業者及び関係機関に対し広く周知し、啓発を推進するために要する経費として、500万円を計上いたしております。

次に、南海地震防災課でございます。南海トラフ巨大地震等に備え、県による最終的な津波浸水想定に基づき、災害情報の配信機器類につきまして、地震及び浸水対策を図るため、機器類の免震化を行うとともに、県庁サーバ室に移転するために要する経費として、250万円を計上いたしております。

続きまして、9ページをごらんください。債務負担行為についてであります。徳島県立南部防災館の管理運営協定につきまして、平成27年度までの期間で、限度額 3,575 万 6,000 円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

続きまして、11ページをごらんください。その他の議案等といたしまして、条例案1件と、指定管理者の指定の提出を予定いたしております。徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例につきましては、9月の事前委員会で素案を御説明させていただき、9月議会における御論議やパブリックコメントを経て、今回、提案させていただくものであります。震災対策につきましては、東日本大震災の教訓から、地震や津波による被害の発生を防ぐだけではなく、被害を最小化するという減災の考え方を基本に、自助・共助・公助の役割分担を明確にし、県民一丸となった地震津波防災減災対策として、より一層加速させていく必要があると考えております。

この条例につきましては、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

この条例の施行につきましては、中央構造線活断層帯における土地利用の適正化に係る部分は、平成25年4月1日とし、その他につきましては、公布日からとしたいと考えております。

続きまして、14ページをごらんください。指定管理者の指定についてでございます。徳島県立南部防災館につきまして、指定管理者の公募と選定を行ってまいりましたが、その結果、海陽町を指定管理者として指定しようとするものであります。なお、詳細につきましては、お手元にお配りしております徳島県立南部防災館指定管理候補者の選定結果についてに記しておりますので、御確認をお願いいたします。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、1点御報告いたします。徳島県津波浸水想定公表及び特定活断層調査区域図の策定方針についてであります。資料はお配りしておりません。徳島県津波浸水想定につきましては、去る8月29日に国が公表した南海トラフの巨大地震に関する津波断層モデルを採用し、県管理河川や最新の地形データ等を反映させ、さらに沿岸構造物の耐震性を厳しく評価した本県独自の最終的な津波浸水想定を先月31日に公表したところであります。

今後、関係市町においては、この想定結果に基づき、避難場所や避難路の整備など、具体的な津波避難対策を加速させることとしており、県としては、引き続き関係市町の取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。また、今月14日には、第3回徳島県中央構造線活断層図検討会を開催し、特定活断層図調査区域について検討いただいた結果、調査区域の幅は40メートルとすることで了承されたところであります。今後、今定例会に提案しております徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の審議結果を踏まえ、特定活断層図調査区域の指定に向け、諸準備を整えてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。保健福祉部関係でございますが、総括表の2段目にございますように、補正予算額は、400万円で、補正後の予算総額は、18億5,660万2,000円となっております。財源は、地域医療再生基金繰入金でございます。

3ページをお願いいたします。部別主要事項についてでございます。保健福祉政策課、保健所費の摘要欄①のア被災地（避難所）等の呼吸器疾患対策事業費400万円は、東日本大震災において、避難所生活において、肺炎等の呼吸器疾患の入院患者が増加したことから、被災時に検診車の機動力を活用することにより、呼吸器疾患を早期発見し、災害関連死の防止を図るため、検診車のX線装置をデジタル化するものであります。

10ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。医療政策課の医療施設耐震化整備事業でございますが、災害拠点病院である麻植協同病院の改築工事に対し、医療施設耐震化臨時特例基金を活用して、補助を予定いたしており、平成25年度から26年度までを期間とする、限度額8億6,300万円の債務負担の設定をお願いするものであります。

提出案件の説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、上から3段目に記載しておりますとおり、農林水産部といたしましては、今回、4億9,112万8,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、85億1,635万3,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、恐れ入りますが、5ページをお開きください。農林水産部関係の主要事項でございます。まず、農業基盤課関係でございます。上から3段目の土地改良費につきましては、陸圃の整備に要する経費など、400万円の増額補正をお願いしております。また、上から4段目の農地防災事業費につきましては、農地の保全や災害の未然防止に要する経費など、7,900万円の増額補正をお願いしております。農業基盤課合計といたしましては、下から5段目の補正額の欄に記載のとおり、8,300万円の増額をお願いするものでございます。次に、水産課関係でございます。下から3段目の漁港建設費につきましては、防波堤の保全対策や海岸施設の耐震点検、津波に対する漁港施設、海岸施設の機能評価などに要する経費を計上しております。以上、水産課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、7,198万円の増額をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開きください。森林整備課関係でございます。最上段の林道費につきましては、災害時に迂回路となる林道の整備に要する経費など、3,188万5,000円の増額補正をお願いしております。また、上から2段目の治山費につきましては、地すべり防止対策や山地災害の未然防止に要する経費など、3億426万3,000円の増額補正をお願いしております。以上、森林整備課合計といたしましては、下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、3億3,614万8,000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

近藤県土整備副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、今回、11億3,467万3,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、240億1,447万9,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

少し飛びますが、次に7ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。まず、一番上、都市計画課でございますが、都市公園の防災機能強化に要する経費として、3,700万円の増額をお願いしております。次に河川振興課につきましては、津波やゲリラ豪雨対策に資する河川改修事業などに要する経費といたしまして、3億2,270万円の増額をお願いしております。続く砂防防災課につきましては、津波浸水エリア拡大に伴う津波避難階段設置の調査などに要する経費として、1億4,780万円の増額をお願いしております。続いて、8ページをお開きください。道路整備課につきましては、緊急輸送道路の整備などに要する経費として、5億4,717万3,000円の増額をお願いしております。最後の運輸政策課及び港湾空港課につきましては、陸閘の統廃合や電動化など港湾海岸保全施設の整備に要する経費として、8,000万円の増額をお願いしております。

次に、13ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、変更請負契約でございます。一般国道439号道路改築工事落合1号トンネルに係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、工事内容を見直したことに伴い、工期の変更をお願いするものでございます。

以上で、県土整備部関係の提出予定案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中山委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

提出されました議案等につきまして、お尋ねをしたいと思います。

農林、県土で今回も改良や施設の強化ということで予算がつけられているんですけども、非常に大事な事業だと思うんです。これらの整備をするために、何年も時間がかかり、お金がかかるということで、切れ目があってはならないと思うんです。先日、新聞、テレビなどでも報道されましたように、全国防災対策費を削減の方針ということで、事業がおくれてしまうのではないかと、各自治体などで非常に危惧されているということなんです。河川や海岸施設の整備について、おくれが出るということがないのかどうか、そういう心配がないのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

中村県土整備政策課長

全国防災対策費につきましては、被災地に限定するんじゃなく、復興支援の観点から災害予防ということで、三連動地震対策が不可欠ということで徳島発の政策提言を繰り返し

実施した結果、国の平成23年度第3次補正予算として盛り込まれたものでございます。

本県におきましては、全国防災対策費を活用いたしまして、河川、港湾、海岸の公共施設の津波対策などを実施しているところでございます。

国の全国防災対策費の事業仕分けでございますけれども、東日本大震災の教訓をもとに津波に対する課題や対応の必要性が新たに認識されたものや、緊急性、即効性が極めて高いものは、今後も特別会計において計上を認めるという判断も下されておりますので、今後も必要な予算ということでお認めいただけるのではないかと考えております。

達田委員

県民の皆さんも、報道されたとき非常に心配されたと思うんです。全国防災対策費が全然関係ない方向に使われていたということで、非常に怒りも大きかったと思うんですけども、国民のだれもが納得できるような予算の使い方をしていただきたいし、本当に防災対策に必要な事業を続けていけるように、国に対して、県のほうからも厳しく指摘されるべきではないかと思うんです。予算をきちんと確保することと、おかしい使い方はやめてくださいということと、2通り必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

中村県土整備政策課長

ただいまの御質問でございますけれども、全国防災対策費につきましては、例えば10月25日に開催されました近畿ブロック知事会におきまして、当県から、全国防災対策費の確実な確保について緊急決議を発議して決議を取りまとめるとともに、11月7日には国に対しまして、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される地域に対する防災・減災対策予算の重点配分を提言したところでございます。今後とも県民の皆様の命を守るために、とくしまゼロ作戦地震対策行動計画の推進を達成できますよう、機会あるごとに国に対して提言してまいりたいと考えています。

達田委員

挙げられております事業は、県民の皆様からの要望も非常に強いと思いますので、ぜひ事業がスムーズに進んでいきますようお願いをしておきたいと思います。

今回、南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の制定について提案されて、県民による予防対策、自主防災組織、学校等の予防対策、事業者、県による予防対策及び市町村等との連携ということで、5つの予防対策を掲げられているんですが、県としての責務という面に関しましては、地域防災計画で非常に詳しくいろいろと掲げられています。ことしの6月に見直しをした分で、地震津波対策編ということで、400ページに余ったたくさんの項目を掲げ、本当に必要だなと思う施策を掲げられておりますし、その他の対策に関しては、一般対策編ということで非常に詳しく述べられております。ですから、県の責務については地域防災計画に掲げられていることが前提としてあって、その上でこの条例がつくられていると受けとめていいんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

災害対策につきましては、県の地域防災計画、具体的には行動計画、各部が実施しますいろんな対策を進めるのが責務でございますので、継続的にしっかりと取り組むということで、条例においても県の責務と提示しております。

達田委員

わかりました。

この条例の中に、「県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理する」と書かれているんですけども、この「計画を作成する」というのは、既にある防災計画ということでしょうか。

楠本南海地震防災課長

具体的な計画につきましては、昨年度3月に策定しましたゼロ作戦の行動計画を、改めて条例上に位置づけまして、その進捗等を管理していくということで考えております。

達田委員

施策の進捗状況を管理するということは、その時々に見直すことがあり得ると思うんです。何年かに1回見直して新たに書き加えると思うんです。見直しを1年ごとに行うのか、3年ごとに行うのかわかりませんが、具体的にどういうふうに見直して、新たに追加していくのか、改めていかれるのか、その中に県民の意見がどういうふうに取り入れられていくのか、お伺いしておきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

行動計画でございますが、平成27年度まで、耐震化ですとか具体的な計画を定めております。今回条例が御承認いただければ、条例上の位置づけの計画ということで、毎年度進捗管理を……。現在の行動計画委員に県民の方に参加していただいておりますし、今回の行動計画につきましては、議会、委員会のほうにも報告しまして御意見をいただいて、各方面の御意見を反映しながら、中の見直し、進捗管理を進めていく予定でございます。

達田委員

県民の皆さんの御意見を聞くことが非常に大事だと思うんですけども、これまで取ってきた方法の上に、具体的な方法を何か新しく考えておられるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

当然、条例等ではパブリックコメント等を実施していますが、具体的な県としての計画でございますので、各方面から選ばれました各委員等の御意見を踏まえてやっていく考えでございます。新しくというところですが、そういったいろんな御意見、各代表や議会のいろんな御意見を踏まえて、具体的な行動計画を進めていきたいと考えております。

達田委員

今までのパブリックコメントといいますと、ホームページに書かれて、何月何日までに出示してくださいという形式が多かったんですけども、より多くの方の目に触れて、意見を出していける方策をとっていただけたらと思いますので、要望しておきたいと思います。

それから、震災対策等に関する知識の習得ということで、県民、自主防災組織、学校、事業者、県と市町村等との連携と書かれているんですけども、知識の習得ですから、今までと違った啓発とか、教育とか、資料的な物が必要になるんじゃないかと思うんですけども、それはどのようにされるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

この条例の柱であります継続的な知識習得、普及啓発ということで、啓発資料、ビデオといったものを充実していき、各世代が学べるような物を用意しながら、また、学ぶ場所等についてもいろんな講座等と連携し、あらゆる機会に学べるよう推進していきたいと考えております。

達田委員

知識の習得等の予防対策について定めることとしたと書かれていますので、これですよというようなものを定めていくと思うんです。それがどういうものなのか、新たなものが入ってくるとしたらどういうものなのか、イメージがわきにくく、なかなか今現在あるものしか目に入らないんですけど、何か新たに考えられてるんでしょうか。

柿成防災人材育成センター所長

どんなものか、具体的に考えているものがあるのかということでございますけれども、今、次々と国や県からいろいろな報告書等が出ておりますので、そういった物を使って、とりあえずは啓発、人材養成を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

県民の皆さんが関心を持って、学ぼうという意欲を出されるように、ぜひお願いしたいと思います。

この点で言いますと、今度12月に南部で片田先生をお迎えして講演会をされるということで、ホームページに出ましたら、私の地域の方も非常によく知っておられて、ぜひ行きたい、早速申し込みをしたというお声もいただきました。ですから、そういうふうに皆さんが関心を持って、ぜひ聞きたいというような講演会にどんどん取り組んでいただけたらと思います。これ要望です。

それと、もう一つ。すぐ隣の県立阿南工業高校で、先日文化祭と避難訓練を兼ねた行事が行われまして、高校生が一生懸命取り組んで、近所の皆さん体育館へ避難してみてくださいという呼びかけがございました。金曜日だしみんな行くのかなあと思ったら、200名余りの非常にたくさんの近所の方がこぞって避難を試みるということがありました。高校生たちが保育所の園児たちの手を引いたり、抱きかかえて避難する訓練をしておられるのを見て、皆さん非常に感動したんです。そういう学校の訓練、計画に対して、近所の住民も皆さん非常に温かい目で見られます。ですから、積極的に学校教育の中でそういうものも取り入れていただいたら、大人同士が呼びかけるよりずっと効果があるんじゃないかと思うんです。ここにも学校等による予防対策というのが書かれていますので、ぜひそういう点に力を入れていただいて、学校の予防対策に対する支援もちゃんと行って、県民がずっと長く関心を持てるようにしていただけたらと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

柿成防災人材育成センター所長

学校の支援でございますけれども、ことしから、中学校の教員1名を防災人材育成センターに配置していただきまして、いろんな支援を行っております。教育委員会との協力ということで、なかなか難しい面もあるんですけども、教育委員会に対していろいろな教材の配付とか、今つくっている教材もございますけれども、いろんなパンフレット、ある

いは防災活動書を配ったり、すべての支援を言いますとたくさんありますのでやめておきますけれども、いろんな支援をやっておりますし、これからも積極的にやっていきたいと思っています。

達田委員

ぜひそういう方向で取り組んでいただきたい。

また、予防対策をいろんな発想でしていただけたらいいと思うんですが、やっぱり財政の問題もあると思います。財政的な支援もどんどんしていただけるようお願いしたいんです。予防対策について、自主防であるとか、学校であるとか、そういうところがやろうというときの支援は、この中に位置づけられるんでしょうか。

柿成防災人材育成センター所長

予算面でとなりますと、なかなか厳しいものがございます。私どもといたしましては、県の責務でもございますけれども、限られた予算、人材の中で、県だけでやっていくのはなかなか難しいものがございます。自主防というのは、基本的には市町村ということで、市町村等が積極的にやっていただきたいと思っておりますけれども、県としてもそういう面について支援をしていきたい、また自主防自体に寄り合い防災講座等の支援を行ってきたいと思っております。

達田委員

ぜひよろしくお願いします。

こういう条例ができまして、予防対策、応急対策が決められるわけですがけれども、それに先立つ前提として、震災など何かが起こる場合、情報の伝達がまずあって、みんなが行動できるわけなんです。ですから、情報伝達のあり方が今問われてますけれども、先日も防災訓練をしたときに音が出なかったと言われてます。住民に対して情報をきちんと知らせることができる、そして、いつも避難訓練をしているとおりに行動ができることが大事だと思うんですが、防災無線が聞こえにくい、聞こえるけれども何て言っているかわからんという声が寄せられてまして、まだまだ解消されておられません。情報伝達のあり方は、条例の前提になると思うんですが、どのように改善を進めていくんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

災害時の情報提供は非常に重要でございます。これに関しましては、条例上でも、情報伝達体制の整備ということで、関係機関と連携して、県民の皆様へしっかりと確実な情報を提供する体制を整備すると位置づけております。具体的には、いろんなツールを多重化しながら確実にお伝えし、県民の皆様もみずから情報を積極的に得る形で、それぞれ協力していく体制が重要だと考えています。

達田議員

デジタル無線に変えていこうと取り組んでおられるところもあるんですが、デジタルにしたら聞こえにくいところが聞こえやすくなるのかと思ってお尋ねしたら、別にそういうことはありません、聞こえにくいところはそれなりの対策をせないかんのですと言われておりました。ですから、全く聞こえないというところには、個別に機器をつけるとかやっ

ていかなきゃいけないと思うんですけど、少なくとも、県は各市町村でどういうところで困難があるのかということ把握され、解消されたのかどうかをぜひつかんで、協力していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。要望しておきます。

この中で、特定活断層調査区域における土地利用の適正化等と書かれておりますけれども、「特定活断層の真上で特定施設の建築等を避けなければならないこととした」ということで、建築等を避けてくださいよというわけで、あらかじめ知事に届け出て知事と協議しなければならないんですけれども、協議してどうしても建てたいんだというときは、建てられるわけなんですね。

松野危機管理部次長

特定活断層の御質問でございますが、県の条例では、特定活断層調査区域内で特定施設を建てる場合、活断層の位置を調査するということを義務づけております。御質問にございましたように、どうしても建てたいという人がおったときどうするのかということですが、条例としては、直上に建てることについて指導をして避けていただくという趣旨でございますが、建築の規制上絶対ここはだめですよとは言えない。法律的には建てられるということですが、ただ、私どものほうとしては、あくまでも危険性等を十分説明して避けていただけるよう指導してまいりたいと考えております。

達田委員

それが自宅を自分で建てる場合でしたら、仕方がない面もあるかと思うんですが、例えば土地を造成して公に売り出すような場合は、買い手に対してちゃんと情報提供をせないかんのではないかと思います。「当該宅地又は建物を取得し又は借りようとしている者に対して、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨等を説明するよう努めることとした」となっているんですね。努めることにしたですから、活断層上の土地ですよということを絶対に言わなければいけないわけじゃないんです。そういう中で、消費者が自分の土地が本当に安全なのかどうかということを保証できるような方策をとっていかなくちゃいけないと思うんです。よそから来て土地を買おうかという人には、そういうのがなかなかわからないんです。そういう面で、どういうふうに対策をとられるんでしょうか。

松野危機管理部次長

宅地開発業者などが開発した場合に、そういうところについて周知するということを努力義務としております。今の御質問の件でございますが、条例制定ができた後に、特定活断層調査区域を決定するわけでございますが、それにつきまして十分周知をしていきたいと思っております。また、9月に公表いたしました活断層の位置図もございますので、それを使って県民の方々に十分周知していきたいと考えております。

達田委員

おっしゃったように、県民の皆さんが普段から活断層がある場所という知識を持っておられることがすごく大事になると思いますので、知識の普及を。それと、業者さんの姿勢によると思いますので、きちんと情報提供ができる環境を整えていくようにお願いしたいと思います。

それから、知事は、「特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者」、3の「届出又は協議をしなかった者」、4の「調査報告書等の提出をしなかった者」等に

対し、「必要な措置を取るべきことを勧告することができることとした」となってるんですが、必要な措置とはどういうことなのか。勧告してその後どういうふうな結果になるのか教えてください。

松野危機管理部次長

勧告等の規定でございますが、条例で規定しております「協議をして調査をする」ということをしなかった事業者に対して、条例に従ってするように勧告すると、そして勧告を受けた事業者が正当な理由がなく勧告に従わない場合には、県としてこういう相手にこういう内容を勧告したということを公表することといたしております。

以上でございます。

達田委員

公表というのは、どういう形でされるんでしょうか。

松野危機管理部次長

勧告内容等につきまして、広く皆様にお知らせできるように県のホームページ等を出していくことを考えております。

達田委員

その次に公表ということが書かれてますけれども、そういうことがまず起きないようにすることが大事です。ほんとに危ない土地を、そんなこと知らなんだわあという形で取得したということがないようにしていくべきだと思うんです。

ただ、今回の特定活断層調査区域で書いておりますのは、この前調査した徳島県の吉野川沿いの区域ですね。そこに限られていると思うんです。そうですね。

松野危機管理部次長

今回条例案で規定いたしておりますのは、中央構造線活断層の讃岐山脈の南側でございます。

達田委員

活断層でないかと言われているところが、県内にほかにもあるわけですが、そういったところについては調査される計画はないんでしょうか。

松野危機管理部次長

ほかの活断層についての調査はどうかということでございますが、県としては、大学とか学識者の方々の研究等を見ながら、今後活断層として条例に取り込んでいけるのかどうか検討していきたいと思っております。

達田委員

活断層については、中央構造線が最大のもので非常に危ないと、対策を講じていくのはもちろんなんですが、阪神淡路大震災のころから活断層の危険性が指摘されてると思います。私たちもふだんそんなこと思わなかったんですけども、自分の地域でも活断層がすぐ近くにあるよということで、驚いたんですけども、県下全域でどういうところに活断

層らしきものがあるのかきちんと調べていただいて、ほんとに安全かどうかを県民が知れるように対策を講じていただきたいと思います。原発の下なんかは特に活断層でないか調べてますけれども、そういう危険な施設だけでなしに、ふだん住んでるところがどうなんかっていうことをきちんと知るということはすごく大事だと思いますんで、ぜひお願いしたいと思うんです。これからぼちぼちというんじゃないくて、ぜひ調べていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

松野危機管理部次長

中央構造線以外の活断層についての御質問だと思いますが、県として集中的にやるということとはなかなか難しいと考えておりますので、国とか大学等の関係機関でやられている調査等の情報を十分収集してまいりたいと考えております。

達田委員

ぜひよろしくお願いいたします。

今回、条例に関してお聞かせいただくということで、一番最後です。県民による復旧及び復興対策ということで、県民、自主防、学校、事業者、これも県と市町村の連携ということで、復旧、復興について書かれているんですけども、「みずからの生活の再建等の対策について定めることとした」ということなんです。となりますと、自分自身が被災をしたときにどうしていくのかということ自分で定めるということなんでしょうか。ちょっとわかりにくかったですけど。

楠本南海地震防災課長

県民による復旧、復興対策は、まずは県民の皆様一人一人が復旧、復興の主体であることを認識していただいて、自主防災組織やボランティア、学校等の関係機関と連携して、みずからの生活を再建するとともに、地域再生に努めるという趣旨でございます。まずは、当然一人一人の生活再建を一生懸命頑張ってくださいまして、それだけでなく地域の再生に努めるという趣旨です。

達田委員

自分自身が被災したときにどういうふうに再建していこうかという対策を立てようとするときに、どのような被害が起こるのかということがきちんとイメージできないと、対策を立てていくことはなかなかできないんじゃないかと思うんです。そのために、まず県の被害想定がきちんと細かく出される必要があり、自分の住んでるところでどういう被害が起きるだろうかということがイメージできて、初めて復旧や復興のことが考えられると思うんです。細かい被害想定が出てくるのはいつなのか、それを県民が知識として習得していけるのはいつなのか、どうなんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

被害想定につきましては、現在作業を進めておりますが、ただ国の作業がおくれている部分もございます。被害想定というのは全体的な対策になりますが、出ないとわからないというのはおかしいことございまして、東日本でどういうことが起こったか、それぞれ地域によって、個人によって、今ある家がどうなるのか、ローンの問題であるとか、そういったことは被害想定がなくても対策は可能でございます。被害想定が出るまで待つので

はなくて、今もお願いしておりますのは、まず逃げることに備えたいいろんな対策、村上先生あたりは家庭の事業継続計画等普及啓発されてますので、そういった点はそれぞれいろんな対策の知識を普及してまいりたいと思いますし、被害想定につきましては現在作業をしております、目標としましては年度内に被害想定を策定したいと考えております。

達田委員

県民一人一人が、この地域でどういう災害が起きるだろうかと、ちゃんとイメージできるような震災対策の啓発、教育が必要だと思うんです。例えば、一日の生活で起きたばかりのとき、寝てるとき、御飯を食べてるとき、通勤途上、仕事してるとき、学校なら学校で勉強しているとき、それぞれの時間帯で、もしこのときに地震が起きたらどうなるだろうかということを一泊24時間見渡して、その中での想定を行って、自分は無事にいられるんだろうか、無事にいるにはどうしたらいいんだろうかということイメージできるような防災教育をしていくべきではないかと思うんです。それによって、自分自身の命が本当に助かるんだろうかということまで考えていきますと、頑張らないかと意欲がわいてくると思います。県民による復旧、復興対策、これは一番大事だと思います。だれかが助けに来てくれるのを待ってられないような状況になるというのはわかっておりますので、一人一人が災害イメージをきちんとできるような、今まで集まってお話を聞いてというのは多くあったんですけども、新しくイメージを変えていただいて、普及啓発をしていただけたらと思いますので、その点伺いさせていただきます。

柿成防災人材育成センター所長

災害があった後の話がございました。我々は啓発のほうでございましてけれども、とにかく、まずは逃げてくださいということをお願いしているところでございます。震災前にできること、家具の転倒防止対策とか皆さん方御家庭でできるわけです。それから、地震の保険です。もし震災に遭った場合に生活を再建するために保険をかけておけばできるわけです。それも政府から金も出ますし、啓発のほうをお願いしているといった状況です。

達田委員

ぜひ有効な方向で防災対策がとれるように要望しておきたいと思います。

臼木委員

前回の防災対策特別委員会で、震災がいつ起きるかわからんということで、北島町の北村県営住宅に、たまたますばらしい5階建ての棟が6棟もあるわけですから、避難時に屋上を使わせてほしいということをお願いしたら、現地を調査して検討していただいているようで、感謝申し上げます。特に、北村地区は密集地区であり、つい最近も150名ほど寄りまして防災訓練を行いました、遠くには県もお借りしとんですが、北島北小学校だけでは震災がいつ来るかもわからん、授業中に来た場合には児童の皆さんが優先されるだろう、あの近辺で北島北小だけでは余りにも狭すぎるということで、たまたま県の施設があるんだからどうか有効活用してくれと、多くの皆さんが私の家に来て、お話をしたところ、現地調査を早速していただいたようですので、どのような検討をしていただいとるのかお尋ねしたいと思います。

松田建築指導室長

ただいま、北島町の県営住宅を津波避難ビルとして利用することについて御質問いただきました。

臼木委員からは去る9月議会の防災対策特別委員会におきまして、県営北島団地の津波避難ビルとしての活用について御指摘をいただきました。で、私どもその可能性について検討してまいりました。先般、10月31日に発表されました徳島県の津波浸水想定によりますと、北島団地の周辺では1メートルから2メートルの浸水深となることが想定されておりますが、北島団地は住棟の2階の床の高さが3.5メートルございますので、1階部分については津波によって浸水することが想定されますけれども、2階以上の部分については津波の心配がないと考えております。委員がおっしゃったように、各住棟全部で6棟ございまして、共用部分として階段室がございます。で、2階以上の部分に避難していただければ津波から逃れることができると考えておりまして、団地全体で5階建ての住棟が全部で6棟ございまして、全部で15の階段室がございます。そこから収容人数について検討してみますと、1人当たりの必要面積を1平方メートルといたしまして、おおむね400人程度の住民の方に避難していただけると考えております。ということでございますので、想定される津波に対して、有効な避難場所になり得ると私どもは考えております。津波避難ビルの指定につきましては、市町村さんが行うこととなりますけれども、団地住民の理解を得ることも必要となることから、北島町さんから御要望いただければ、町による現地調査や住民説明等につきまして御協力させていただきたいと考えております。

以上でございます。

臼木委員

地域住民の理解を得るというのは、地域全体でなくて、団地入居者の方のという理解でよろしいのでしょうか。

（「はい、そうです」と言う者あり）

私も15も階段があるとは知らなかったんですけど、400人ぐらいできるっていったら、緊急時にはいいかもわかりません。順序として、町は議長あて、知事あてに県営団地とはしてませんが、高速道路について避難場所として有効活用せえという要望は出しているように聞いてるんです。私が前回発言してから町長へも早速電話して、きょうまでにいろいろな話を詰めてこようかと思ったんですが、ちょうど出張中でできなかったんです。順序として、町から要望して、県が地域住民の理解を得たら、それが使えることを広報してあげなったら、県営団地の階段へ逃げえということだれもわかりませんからね。そういう方向でいいのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

避難ビル、避難所の指定というのは、市町村のほうで行っております。

受け入れ側と発災事にどう使うという取り決めがありますので、これに関しましては市町村のほうから通常管理者に話があって、どういう手順ですとか決めていくようになりますので、一般的には、それがきっちりできれば指定ということになるだろうかと思います。

臼木委員

私も、地域住民、特に北島団地の人から要望があつて、議長なり町長なりと会って、そういうふうには要望してくれと強く言われておりますので、その方向で進めていただきたい

と思います。
終わります。

西沢副委員長

南部防災館の話が出ましたんで、確認で、管理の状態なんですけども、南部防災館に夜はだれかいるんですか。

楠本南海地震防災課長

夜間にも24時間いるということではございませんが、キャンプ場の管理の協力を得て運営するように協力体制はできております。

西沢副委員長

そのあたりは、両方とも管理が町の関係ですから、ちゃんと話ができるわけですね。オートキャンプ場のほうは、365 日夜もだれかおるのかな。

楠本南海地震防災課長

指定管理に関しましては、法人として受けてますので、町としても 365 日24時間対応するという体制になっていると……。

（「いるか、いないか」と言う者あり）

キャンプ場は受け付けですのでいると思いますが、確実に 365 日24時間おるかっていうと、窓口への確認ができるかどうか、今はっきりしたことは……。できるだけ努力はしたいと思います。

西沢副委員長

結局頼まないかん。何かのときに、夜で防災館のほうにだれもいない。当然ながらオートキャンプ場の事務所のほうに助け、協力を求めないかん。ということは、そこがいつもいなかったら協力もできない。当然ながら、町は即応するんでしょうけれども、横にいるといないでは即応がえらい違いなんで、そのあたりは知っておく必要もあるんじゃないかな。本当はおってほしいけど、経営上の面もありますんで、町の管理なんでそれ以上は何とも言えませんけども、できればそういう不安のないようにしてほしいなと思います。それは確認です。

それと、ここはヘリポート基地にちゃんと指定してるんですか。南部防災館というよりも、その災害拠点地域が。

松本消防保安課長

まぜの丘地域は、ヘリポートとしての整備ではありませんが、消防防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として整備しております。

西沢副委員長

対災害のときに使うヘリポート基地の位置づけはちゃんとあるんですか。今言うたようなんじゃ、はっきりあるかないかわかりません。使いますというだけ、その地域、場所が緊急に離発着できますというだけじゃなくて、ちゃんと防災上のヘリポート基地としての位置づけっちゃうんは。県下いろいろヘリポート基地をつくってますよね。その位置づけ

はどうなってるんですか。

松本消防保安課長

位置づけでございますが、先ほど飛行場外離着陸場として、ヘリコプターごとに、消防防災ヘリコプターであれば、現在県内 118 カ所使えるようになっております。これは、訓練とか必要に応じて、国土交通大臣の許可を得る必要がございますが、万一発災事等救難救助が必要なとき離着陸する必要がある場合には、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなくても必要な場所に離着陸することができる緊急時離着陸と申しますが、消防防災ヘリコプターに関しましてはできることとなっています。

西沢副委員長

だから、まずはそういう災害のときにヘリコプターの離発着できる場所をヘリポート基地として整備を。そういうあり方を国のほうに認めてもらわなあかんと思います。なぜかといったら、まず当然ながらどこでもおりれるところを確保するというのは当たり前ですけども、ヘリポート基地に、例えば夜間照明とか燃料の備蓄とかいろいろ付随するものも出てきます。全部やれとは言いませんけど、拠点拠点にはそういうものも必要なんです。だから、ヘリポート基地としてのちゃんとした位置づけをしてもらって、そういう整備をする。牟岐町にもヘリポート基地ありますね。舗装をして、十のマークをして、周りには何もない。そういうところをヘリポート発着場に整備してますけども、ヘリポート基地として整備しとんですか。それとも、単なる離発着場として整備しとんですか。

松本消防保安課長

牟岐町が整備をされているヘリポートでございますが、牟岐町が整備され、先ほどから申し上げておりますとおり、飛行場外離着陸場といたしまして、ヘリコプターごとに国土交通大臣の許可が要りますが、消防防災ヘリコプターの場合には、許可を得て、訓練とか実動とか捜索に活用できるようにしております。

西沢副委員長

本当に国に言って、ヘリコプターの基地というのをちゃんと認めてもらうよう、きちんと国のほうが定義するようお願いしてほしいです。ということは、国のほうにそういうヘリポート基地という定義がないんでしょう。ちゃいますか。

松本消防保安課長

先ほども御説明いたしましたが、発災時、非常時におきましては、緊急の離着陸が可能となつてございますので、そのようなヘリポートの位置づけが必要であるというのは定められておりません。

なお、大規模災害時の広域の対応といたしましては、昨年の中日本の大震災の際、本県の防災ヘリにおきましては宮城県の応援時に、隣接県の山形空港、岩手県の花巻空港が給油ベースとなりまして、宮城県内の前進拠点には総務省の消防庁が手配した燃料業者が配置した燃料ベースを設けるといった対応が行われております。万一南海トラフの巨大地震等の大規模災害時におきましても、同様のシステムによってヘリコプターのヘリポートと申しましょいか、離着陸、給油、照明等の配備がなされるものと考えております。

西沢副委員長

何でこんなことを言うかといえば、次につなげることなんです。今言うたように、照明はあれですけど、燃料の備蓄とかにつながっていくわけです。空港から燃料を入れるわけでしょ。じゃあ、県南のほうに空港ありますか。燃料入れる場所がありますか。今、民間のヘリコプターは、前も言いましたけど、地元のガソリンスタンドに何本かドラムで確保してもらってるわけです。そこは町の中ですから、津波でやられるところがほとんどです。何でそんなことになっとるかという、燃料を備蓄するに当たっては、量の問題もありますが、危険物の資格とか設備とか制約があると、だからガソリンスタンドでなかったら置きにくいから、そういうふうに置いてある。ばさっとやられたら、後どないするんですかっていうたら、やっぱり松茂のほうへ帰らないかんわけです。だから、まぜのおかオートキャンプ場とか、牟岐のヘリコプター離発着を決められとるところとか、そういう大事なところ、拠点には、燃料を備蓄するような設備が要るわけです。そのために、基地としての位置づけがなかったら、話がつながっていかんわけです。燃料を備蓄するのは、残念ながら今の法律では、資格を持ったところでないといかん。でも、そんなこと言ったら、全国ヘリコプター基地っていうのは備蓄できません。だから、そういうところをヘリコプターの基地として認めてもらって、燃料を備蓄できる状況をつくるためには、資格そのものも簡易な資格、例えばガソリンスタンドだったら夜だれもいませんね。夜いなくても、管理者がいれば認めてもらってるわけです。じゃあ、備蓄だけで燃料を売るわけじゃないんだから、そういう資格の簡素化なんかも、国に提言すればできんわけじゃないんです。全国ヘリコプター基地のあり方っていうのをきちんとせないかん時期に来てると思います。そういう基地のあり方、位置づけ、燃料が備蓄できるような簡易な資格のあり方、そういうことを国のほうへ提言してほしいです。でなかったら、田舎のほうでは、なかなかばさっとやられたときに、燃料を松茂へ入れに帰らないけません。ちゃいますか。

（「ようわかりましたって言え」と言う者あり）

言ってること、わかりませんか。

松本消防保安課長

先ほど来申し上げてますが、南海トラフの巨大地震の発生が懸念されております。

その際には、国、県、関係機関が連携して、必要な体制整備が図られるものと考えております。このように、県といたしましては、大規模災害発生時におきまして、ヘリ燃料等の給油等が円滑に行われますように、日ごろから関係機関と連携を密にするとともに、訓練などを行うことによって、ヘリ燃料の給油ベース等の設置訓練等によって対応力向上を図る所存でございます。

西沢副委員長

納田危機管理部長さん、あかんでもともとで、国のほうへ提言すると言ってください。

納田危機管理部長

全国の消防機関とも連携しながら、そういう動きについて、必要なとき、必要な場合には遅滞なく行っていきたいと思います。

西沢副委員長

必要なときに必要な場所でじゃなくて、すぐに提言する。例えば、全国の消防の中でも

いいですよ。そういう全国の話し合いの中で、早急に提言して、それが要るか要らんか、みんなで話したらどうなんですか。そのくらい積極的でなかったら。起こったら、想定外と言われたんじゃ困りますもんね。そう思いますよ。

松本消防保安課長

燃料の問題ということで御提言でございますが、県南地域におきましては、現在、牟岐町の海部消防組合消防本部に県が倉庫を設置しまして、ドラム缶で800リットル、ドラム缶4本のジェット燃料を備蓄しております。そのほかに、今後あらゆるところに備蓄できないかドラム缶備蓄を検討してまいりたいと思います。

西沢副委員長

話が終われんじゃないですか。

最低限まぜのおか。あれだけ防災訓練もやって、ヘリコプターが何機も来るような訓練をやってますね。あそここそ、まずヘリコプター基地にちゃんと位置づけをして、給油の燃料もちゃんと保管しておく。まず一番に、そういうことをやってほしいです。でなかったら、県南はヘリコプターの機能がかなり少なくなります。そのためのやり方を今言ってるわけです。そういうお話をせないかんのじゃないかな。話終わりませんよ。

楠本南海地震防災課長

県南においては、まぜのおかと野球場を、自衛隊と連携するような拠点として位置づけております。燃料だけでなく、自衛隊地上部隊とも連携しながら総合的なしっかりとした拠点として整備していく。その中で、いろんな課題、副委員長御提案のヘリの燃料の問題等、今後関係機関とも連携して検討してまいりたいと考えております。

西沢副委員長

まぜのおかは1つの例なんです。例えば、牟岐のヘリが離発着できるところ、そういうところから、あちこち入れに行くんじゃないくて、拠点は拠点として整備していく。そういうことじゃなかったら、機能が薄いと言ってるんです。国のほうに言うのは金が要らんじゃないですか。徳島県は金が厳しいのはわかってますけども、言うことに関しては別に構わんじゃないですか。こういう発言がありました、こういうことを考えてくださいと、提言するのは。じゃあ、知事に、どう思うか聞いて来てください。ほんとに言ったら、知事さんまで話がいかなども、部長が決めてやってもらいたいと思うんです。どうせ知事に話をせないかんのですけど、ここで話をちゃんとまとめて、このくらいは国に提言してほしい。そうでなかったら、危機管理部っていうのは余り機能しません。このくらいのことで、機会があればなんて悠長なことを言うんであれば。南海地震いつ来るかわかりません。それがわかって、機会があればというような言葉を出すんであれば、危機管理部機能しません。今発生するかどうかかわからんのに、いつあるかわからんような会の中で機会があれば、という話は通りません。やはり、考えて、これはええことだと思ったら、早急にする。そして、あかんでも、提言していく。積極姿勢じゃなかったら、危機管理部はあきません。

部長、最後にコメントもらえますか。

納田危機管理部長

今副委員長がおっしゃいましたようなヘリコプターによる危機の場合の給油体制は非常

に重要であると考えております。先ほど課長からもお話ございましたように、東北大震災においては、各関係機関が協力して、ヘリコプターの燃料補給について、サポートしたということでございます。今後副委員長からお話がありましたような燃料補給についての対応について、必要になる可能性がございます。今後、全国の消防関係機関、都道府県自治体、自衛隊とも協議をしながら、そういうことも含めて対策について検討できるような場を見つけて、提案できることがあればしたいと思います。

長池委員

メインディッシュが終わりましたんで、デザートみたいな質問を1つだけ。ごく簡単にさせてもらいたいと思います。

危機のとき、災害発生時の対応として、県としては知事がトップということで。この前、東京で全国都道府県の議員が集まって防災の講演がありまして、そういうふうに聞きました。知事に万が一のことがあったら、副知事と言ったと思うんですが、3番目がちょっとよくわからんところがあって。徳島県では、知事が入院したり、指示ができない事態に陥ったようなときの順番というのは、どこまで決まるととか、3番目がだれかとかわかりますか。

楠本南海地震防災課長

徳島県の場合、災害対策本部長は知事であります。徳島県では、危機管理に際し、政策監という職がございますので、副本部長は政策監と県警本部長という順番になっております。

長池委員

もう1回確認します。知事が万が一のとき、あんまり言いたいことではないんですけども、死亡したり、入院したりしたとき、だれが災害対策本部長になってという順番、指揮系統じゃなくて、万が一のとき、2番目の人がためになったら3番目がいるのかという簡単なことでございます。

楠本南海地震防災課長

政策監が2番目になります。

（「ずっと言うてください」と言う者あり）

知事、政策監、副知事、副本部長として県警本部長になりまして、被災すれば順番に。即座に対応できる体制になっております。

長池委員

政策監が先2番目で、3番目が副知事。納田部長は入ってないんですね。納田さんも、楠本さんもそうですが、危機に対して、今の職務の立場で365日緊張感がある職であろうかと思います。

もう一点つけ加えますと、その3人が同時に被災しないように、民間企業であれば例えば社長と専務が一緒の飛行機に乗らないとかそういう危機管理をされてるんですが、徳島県の場合は、そういう危機管理はとってるんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

知事が出る場合、副知事が職務代理になりますし、政策監、政策監補、部長、私どものほうも同時に課長もおりますんで、そういう点は意識してだれかができるような体制、速やかにできるような訓練を実施しておるところです。

長池委員

以上で終わりますが、ここの部屋における人間全員が徳島県の防災対策を担っておると思いますので、私も含めてそういった意識を強く持たないかんなど、前回の東京での講習会を受けたときに改めて感じましたので、少し質問させていただきました。

中山委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

それでは、これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。（11時58分）